

指定有害動植物の見直し検討会概要

1. 日 時：平成27年11月2日（月）15時00分～17時40分

2. 場 所：農林水産省講堂

3. 出席者：

（1）委 員（○は座長）

一般財団法人消費科学センター 理事 犬伏 由利子

全国農業協同組合連合会肥料農薬部農薬課 課長 園田 正則

一般社団法人日本植物防疫協会 業務執行理事 近藤 俊夫

法政大学生命科学部 教授 西尾 健

国立研究開発法人農研機構中央農業総合研究センター

情報利用研究領域 領域長 渡邊 朋也

国立研究開発法人農研機構果樹研究所リンゴ研究領域 領域長 岩波 徹

○国立研究開発法人農研機構野菜茶業研究所

野菜病害虫・品質研究領域 領域長 武田 光能

植物防疫全国協議会 会長 相野 公孝

（2）農林水産省等

生産局園芸作物課、政策統括官付地域作物課、政策統括官付穀物課、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局、内閣府沖縄総合事務局、消費・安全局植物防疫課

4. 概 要

（1）指定有害動植物のリスク評価方法の説明（植物防疫課）

（2）指定有害動植物のリスク評価結果の説明（植物防疫課）

（3）指定有害動植物の見直し案の説明（植物防疫課）

（4）質疑

① 発生予察事業について

○ 植物防疫法の指定有害動植物の定義に「分布が局地的でなく」とあるが、栽培地域が広域でない作物に発生する病害虫については、地域的な消費量や生産量を考慮して、たとえ発生が局地的であっても、指定有害動植物に含めることはできないか。（犬伏委員）

→ さとうきび、てんさいなど、特定の地域で栽培されている作物の病害虫は、栽培面積だけを見ると局地的な発生に留まり、指定有害動植物の定義に馴染まないが、そのような病害虫であっても、国及び都道府県における作物としての重要性を踏まえ、リスク評価を実施することとしている。評価の指標としては、作付面積や発生面積ではなく、発生面積率を用いており、広域に栽培されていない作物でも、病害虫の発生状況に応じた評価が行われている。（植物防疫課）

○ 指定有害動植物から外れるとどうなるのか説明されたい。（武田委員）

→ 国の発生予察事業の対象とならないことから、植物防疫事業交付金を活用して発生調査ができないことになる。ただし、都道府県内における作物と病

害虫の重要性を踏まえ、各都道府県が独自に発生予察を実施することを妨げるものではない。(植物防疫課)

○ 植物防疫法の指定有害動植物の定義における「その防除につき特別の対策を要するもの」とはどういうことを意味するのか。直ちに指定の薬剤を散布するなどの措置を必要とするということか。(西尾委員)

→ 国として、発生状況を把握し、発生予報等で広く周知すべき病害虫であることを意味する。適切に防除を実施しない場合には、被害が生じることがある旨の防除指導は行うが、特定の薬剤による防除を強要したり、指示するものではない。(植物防疫課)

○ 植物防疫法では、都道府県は、国の発生予察事業に「協力しなければならない」とあるが、この点について説明されたい。(西尾委員)

→ 植物防疫法第23条第2項により、都道府県は、指定有害動植物の発生予察事業に協力しなければならないこととされている。ただし、国が都道府県に対し、一方的に調査を実施するよう求めるものではなく、毎年度、国と都道府県が協議し、調査対象とする病害虫や農作物、調査する時期などの年間計画を定め、発生予察事業を実施している。(植物防疫課)

○ 国の指定有害動植物の発生予察調査結果と、各都道府県のその他の病害虫の調査結果との違いは何か。(渡邊委員)

→ 国の発生予察事業は、県境を越えて被害をもたらす病害虫の発生について、その発生状況を把握し、その後の発生を予測して生産現場に適期防除を指導することが大きな目的である。一方、都道府県は、独自の判断に基づき、必要と考える病害虫の発生調査や発生予報を実施している。(植物防疫課)

→ 指定有害動植物の発生予察調査は、各都道府県が同一の調査実施基準で実施しており、他県と比較可能な調査結果が得られる。(武田委員)

② 指定有害動植物の考え方及びリスク評価について

○ 評価3の評価基準「農作物の重要性」について、作物だけを考えると重要性の評価はしやすいが、病害虫の重要性も考慮すべきではないか。(西尾委員)

→ 「農作物の重要性」の評価は、作物の産出額から作物の重要性だけを評価しており、病害虫の重要性については、「被害の様式」において、病害虫による農作物被害の大きさを評価している。(植物防疫課)

○ それぞれの評価基準について、定量的な判断ができる根拠が必要と考える。具体的には、増殖度は、産卵数のデータに基づいて決定しているなどの定量的な根拠が必要ではないか。(西尾委員)

→ 増殖度を産卵数や年間世代数などの数値を用いて定量的に評価することを検討したが、それらのデータを使用しても、全ての病害虫を一律に評価できる基準とならないことから、生産現場における発生実態を踏まえた評価を行った。なお、数値で表すことができない特記すべき生態等については、評価

コメントの欄に記載している。(植物防疫課)

→ 生産現場における発生実態を取り入れた評価は合理的である。(園田委員)

③ 指定有害動植物の候補について

○ 生産県が少ない作物は、広域に栽培されている作物と比べてリスク評価で不利になっている。各作物上位3つまでは、リスク評価の対象とすることとしているが、例えばリンゴでは、生産している県が少ないことから、都道府県による評価が低くなっている。1次選抜により各作物の上位3つの病害虫が選定されているが、それ以外の病害虫でも重要なものがあることから、例外的な取り扱いが必要な作物があると考えられる。(岩波委員)

→ 国の施策上重要な病害虫については、例外的にリスク評価の対象に加えることとしている。リスク評価の対象から外れたもので重要な病害虫があれば、2次選抜のリスク評価の対象としたい。(植物防疫課)

○ 全農農薬技術者会議において、アンケート調査を実施したところ、イネ稲こうじ病、イネもみ枯細菌病、水稻のイナゴ類、水稻のスクミリンゴガイ、トマト黄化葉巻病、リンゴのヒメボクトウ、茶のチャトゲコナジラミについて、生産現場で問題となっていることから、指定有害動植物の候補として検討した方がよいとの意見があった。これらの病害虫について、国の考えを説明されたい。(園田委員)

→ イナゴについては、年1回のみ発生し、かなり高密度で発生しないと被害が大きくなると考えている。

スクミリンゴガイについては、移動性に乏しく、発生地域も限定的であることから、指定有害動植物には馴染まないと考えている。

トマト黄化葉巻病については、イネ縞葉枯病のように媒介虫の保毒率から予察する手法が確立していないことから、現在のところ、指定有害動植物とすることはできないと考えている。

イネ稲こうじ病、イネもみ枯細菌病、茶のチャトゲコナジラミについては、追加でリスク評価を実施する。(植物防疫課)

○ トマト黄化葉巻病について、ウイルス保毒虫率による予察手法が確立されれば、指定有害動植物への追加を検討すべきと考えられる。(西尾委員)

→ トマト黄化葉巻病は、タバココナジラミが媒介するウイルス病であり、指定有害動植物の候補になり得ると考えられる。ただし、前述のとおり、当該コナジラミのウイルス保毒率から病気の発生を予察する手法が確立していない。このため、今回の指定有害動植物の見直し検討では、病気の発生状況を把握するためにウイルス病を媒介するコナジラミ類やアザミウマ類などをリスク評価の対象として検討を行った。(植物防疫課)

○ リンゴ黒星病について、リンゴの重要病害であり、リスク評価の実施を検討してほしい。(岩波委員)

→ 2次選抜の対象として、リスク評価の対象とする。(植物防疫課)

- カメムシ類など、〇〇類で指定することについて、考え方を説明をされたい。(渡邊委員)
- 発生予察の調査現場では、短時間に多数の調査を実施しなければならないことから、種まで識別することが困難である場合が多い。また、斑点米カメムシ類や果樹カメムシ類としているグループの発生や被害、その防除対策については、同様に扱うことが可能であることから、種の識別を待たずして迅速に防除指導が行えるよう、〇〇類として指定することとしている。(植物防疫課)

- 例えば、水稻では、トビイロウンカや斑点米カメムシ類の被害が問題になるが、収量に影響する被害だけでなく、品質低下に繋がるコスメティックな被害もある。指定有害動植物への指定にあたり、品質低下に繋がる被害について、考え方を説明されたい。(渡邊委員)
- 発生予察の対象としては、収量の低下のみならず、品質の低下も被害として考えている。斑点米カメムシ類は、着色粒の発生などにより品質を低下させ、夏季の高温等により多発した場合には、大きな経済的被害をもたらす。今回の評価基準の一つである病害虫の「加害度」は「減収又は品質の低下を及ぼす程度」としており、「被害の様式」でも品質低下を経済的被害として評価している。(植物防疫課)

- にんじんの病害虫が指定有害動植物から外れることになるが、調査で継続して見ているからこそ、多発の傾向が分かることもあることから、引き続き発生予察の対象とすべきではないか。(西尾委員)
- にんじんの病害虫は、都道府県による評価が低く、各作物の上位3種類の病害虫のリスク評価結果においても、指定有害動植物から外れることとなった。しかし、にんじんの主産県において、重要な病害虫の発生があれば、都道府県が独自に調査を行うことを妨げるものではない。(植物防疫課)

- 今後、どのくらいの頻度で見直しが行われるのか。(園田委員)
- 本年6月に実施された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、見直しを実施する期間を短縮するよう指摘を受けている。今後は、5年を目途に見直しの必要性を検討することとしている。(植物防疫課)

- 検疫有害動植物には指定有害動植物も含まれると考えるが、今回の見直しにおける考え方を説明してほしい。国として整合性を取り、輸出国との紛争が起こらないように留意してほしい。(西尾委員)
- 国際植物防疫条約では、指定有害動植物のように国内に広く発生し、公的防除の対象としてない病害虫については、検疫有害動植物と認められないとされている。一方、指定有害動植物が我が国未発生のウイルス病等を保毒して国内に侵入することも想定されることから、媒介するウイルスのリスク等も十分に検討した上で、検疫有害動植物に該当するかを判断することとしている。(植物防疫課)

- 調査実施基準の改良・新規策定及び普及については、各方面に対する技術的サポートをお願いします。(近藤委員)
- 今後も継続して、サポートを行っていくこととしている。(植物防疫課)

(5) 取りまとめ

本検討会で提案した指定有害動植物の考え方、リスク評価方法及びリスク評価結果については、適切であると評価され、植物防疫課から提案した見直し(案)を指定有害動植物の候補とすることは、適当であるとの全出席委員の了解を得た。

なお、追加でリスク評価を実施すべきとの意見があった病害虫(リンゴ黒星病、イネ稲こうじ病、イネもみ枯細菌病、茶のチャトゲコナジラミ)を指定有害動植物の候補に追加することについては、植物防疫課に一任された。

※ 後日、リスク評価を実施した結果、「リンゴ黒星病、イネ稲こうじ病、イネもみ枯細菌病」を指定有害動植物の候補に追加することとなった。

(6) 今後のスケジュール

指定有害動植物の見直し(案)について、パブリックコメントを実施し、平成28年3月末までに省令を改正する。